

第4章

計画の推進体制

1 制度を円滑に実施するための体制・PDCAの考え方

本計画の成果目標等については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、福祉施策や関連施策の動きも含めて中間評価、分析を行い、必要があれば、本計画の変更や事業の見直しを行うこととします。計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）、改善（Act）するというサイクルで実施します。

なお、本計画の達成状況の点検及び評価につきましては、地域自立支援協議会が中心となり、役割を担います。

2 計画の弾力的な運用

福祉サービスの支給量、平成32年度までの成果目標の達成状況については、評価・点検を実施し、本市の総合計画や分野計画の進捗状況に合わせて進めます。また、専門的な対応が必要となる場合等、本市の取り組みだけでは困難な場合は、近隣市等と連携や県との調整も図りつつ、円滑な取り組みを進めます。

なお、国の動向の変化や、ニーズの多様化、経済状況の変化によって計画の見直しが必要となる場合は、効率的、弾力的に計画の運用を図ります。